○**中国地方整備局告示第百三十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年七月二十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

一　登録番号

中国地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	服部　啓史
変更後	長谷川明史

(2)　変更年月日

平成二十六年五月二十六日

○**北海道開発局告示第百二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

北海道開発局長　岡部　和憲

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
札幌市南区定山渓六番一一から同市南区定山渓六番九まで	前	四四・〇〇～四四・〇六メートル	
	後	四三・二八～四四・〇〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二番二から北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓二六番一まで	前	B　六・五八～一四・五〇～二四二・三二メートル　五二・五三キロメートル　二・九一九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　六・五八～一四・五〇～二四二・三二メートル B　五二・五三～一四・五〇～二四二・三二メートル　二・九一九～二・七五七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第百三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

路線名	供用の区間	供用開始の期日	図面縦覧場所
二百三十号	札幌市南区定山渓六番九から同市南区定山渓九番二五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十六年七月二十二日	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百三十五号	北海道勇払郡むかわ町米原三九四番二五から同町米原三九四番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十六年七月二十二日	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**沖縄総合事務局告示第四十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十二日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　南城都市計画道路事業三・四・一号南部東道路

三　事業施行期間　自平成二十六年一月二十七日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成二十六年沖縄総合事務局告示第十号の事業地のうち沖縄県南城市玉城字船越相図原、玉城字船越上間原、大里字大城前田原、大里字大城平田原、玉城字糸数世利田原、玉城字喜良原喜良原、佐敷字新里長作原、玉城字親慶原下親慶原、佐敷字新里竹枝原及び玉城字親慶原仲田原内において事業地を変更する。

国会事項

参議院法制局

辞令

参議院法制局参事に任ずる

石山　英顕

第三部第二課長を命ずる

（第三部長）参議院法制局参事　奥津　伸

第三部第二課長事務取扱を免ずる（以上七月二十二日）

人事異動

内閣

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に採用する

渡邊　一洋

（財務省大臣官房付）財務事務官　菊地　和博

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　片岡　進

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を命ずる

（外務省大臣官房）外務事務官　北村　俊博

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　米村　猛

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房日本経済再生総合事務局参事官を免ずる（以上七月十六日）

公害等調整委員会

（総務省大臣官房付）総務事務官　飯島　信也

公害等調整委員会事務局次長に転任させる（七月十六日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　大竹　将之

仙台地方検察庁検事に配置換する

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

（同）同　坂元　文彦

（同）同　白鳥　智彦

外務省に出向させる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（各通）（以上七月十五日）

財務省

（経済産業省大臣官房参事官）

経済産業事務官　三田　紀之

財務事務官に任命する

大臣官房参事官を命ずる

（独立行政法人都市再生機構理事）

財務事務官　菊地　和博

財務事務官に任命する

大臣官房付を命ずる